

# 市川市地域防災計画 震災編（案）の概要について

## 1. 市川市地域防災計画について

「市川市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画で、震災編・風水害等編・大規模事故編があります。

市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ確かな行動を示した応急対策計画」等を定めています。

## 2. 計画修正の目的

昨年度実施した新たな被害想定の結果や、本年1月に発生した能登半島地震などの近年の災害の教訓、国や県の関連計画の修正等を踏まえ、より効果的な災害対応や市民生活の安心安全に繋げていけるよう防災対策の推進を図るため、市川市地域防災計画の修正を行います。

## 3. 修正案の主なポイント

### (1) 被害想定の見直しに伴う修正

#### ① 新たな被害想定の見直し (P17~23)

これまでの被害想定 (H25)		新たな被害想定 (R6)	
<b>【前提条件】</b> «東京湾北部地震» ・マグニチュード：7.3 ・震源の位置：本市の真南 ・震源の深さ：約 20km ・発生時刻：冬 18 時 ・風向・風速：北北西		<b>【前提条件】</b> «東京湾直下地震» ・マグニチュード：7.3 ・震源の位置：本市の真南 ・震源の深さ：約 48km ・発生時刻：冬 18 時 ・風向・風速：北北西	
<b>「人口」</b> ・458,678 人		<b>「人口」</b> ・491,423 人	
<b>【予想される被害】</b>		<b>【予想される被害】</b>	
全壊建物	3,678 棟	全壊建物	4,807 棟
半壊建物	17,196 棟	半壊建物	9,725 棟
出火件数	14.5 件	出火件数	46 件
死者	331 人	死者	451 人
負傷者	4,072 人	負傷者	1,824 人
避難者 (1 日後、避難所のみ)	47,191 人	避難者 (1 日後、在宅含む)	60,904 人
		※その他、液状化や急傾斜地崩壊など新たな項目を追加	

#### ② 耐震化・液状化対策の推進

- ・木造住宅などの建築主や設計者等を対象に、液状化の基礎知識や本市における液状化リスク、液状化対策の検討手順等を、分かりやすく解説した手引きやリーフレットを作成します (P29)
- ・液状化対策について、専門家の育成や技術者の知識・技術の向上を図るため、建築技術者等を対象とした講習会の開催を検討します (P29)
- ・耐震診断・改修に対する補助制度の継続・拡充の検討や、相談会の開催等による耐震化の啓発に係る取組みを着実に実施します (P31)

#### ③ 出火延焼防止対策の推進

- ・通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置や家具の転倒防止、避難時のブレーカー遮断等の対策を推進します (P31~32)
- ・排水栓やスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を推進し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を図ります (P32)

#### ④ 避難者対策の強化

- ・小中学校への太陽光発電設備・蓄電池設置の継続・拡充、代替施設も含めた防災拠点施設への非常用電源や太陽光発電設備・蓄電池の導入を推進します (P37)
- ・避難所生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーテーション等の備蓄・調達、プライバシー確保のための空間や入浴施設の確保、医師や看護師等による巡回体制の準備、暑さ・寒さ対策等に関する検討を行います (P48)
- ・在宅避難者や車中泊者等の避難所外避難者の把握方法や物資・情報の提供方法、健康・福祉に対する支援対策等、避難所外避難者への支援体制を検討します (P49、P121)



屋上に設置された太陽光発電 (大野小)

#### ⑤ 災害に強い市民の育成・強化

- ・減災マップや公式 Web サイト、防災講習会や学校教育等を通じて、新たな地震被害想定に基づく被害予想や過去の災害教訓等の知識の普及を図ります (P60)
- ・学校、幼稚園、保育園等は、将来、地域防災の主体を担う人材を育成するよう、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施します (P62)



## (2) 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

### ① 災害用トイレの確保・管理

- ・「市川市災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、必要数量の調達体制を整えるとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境の整備に努めます（P57）
- ・マンホールトイレ対応施設の整備や、仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等についてマニュアルを作成します（P57）



### ② 応急対策職員派遣制度の活用

- ・応急対策職員派遣制度に基づくGADM（災害マネジメント総括支援員）等の登録を推進するとともに、総務省から要請があった場合は積極的な派遣を行います（P40）
- ・災害対策本部の運営など、全庁的な災害マネジメントについて支援が必要な場合は、県を通じて総務省に総括支援チームの派遣を要請します（P82）

### ③ 被災者支援の強化

- ・「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者ごとに、「個別支援シート（個別避難計画）」の作成を促すとともに、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう仕組みづくりに努めます（P51）
- ・災害ケースマネジメントについて、平時から防災部局と福祉部局が連携して検討を行うとともに、福祉関係機関・団体との連携や、その他生活再建支援に係る団体との協力体制など、災害ケースマネジメントによる被災者支援体制の構築を図ります。（P59）
- ・避難所の開設にあたり、要配慮者のため、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めます（P119）

## (3) 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

### ① 参集基準の見直し

- ・参集基準に「長周期地震動階級3以上」を追加します（P78）

### ② 災害対策のDX化推進

- ・効果的・効率的な防災対策を行うため、クラウドコンピューティング技術やSNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を図ります（P39）
- ・ドローン等無人航空機や崖地センサーを活用した情報収集、職員間の情報伝達手段としてのビジ

ネスチャットツールの活用など、デジタル技術により情報連絡体制の強化を図ります（P42）

### ③ 応援・受援体制の強化

- ・NPOやボランティアの支援を効果的に受け入れるため、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図ります（P41）
- ・国・県への物資要請においては「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するとともに、物資集積・供給拠点の開設にあたり、民間物流倉庫や物流専門家の活用を検討します（P127）

## (4) 計画の実効性を高めるための修正

### ① 担当部署の明確化

- ・発災前の対応である震災予防計画について、担当部署が分かりやすいよう、災害対応時の組織名ではなく、各部局室の組織名を具体的に記載します（P25～63）

### ② 応急対策用地の確保

- ・資材置き場や仮設住宅建設用地等、復旧活動に必要な応急対策用地を確保するための防災農地登録制度を創設し、防災農地の登録を推進します（P37）

### ③ 代替施設の確保

- ・市役所第1庁舎が使用できない場合の代替施設として、第2庁舎を災害対応本部開設の第2順位とします（P69）